

【令和5年 第1回大山町教育委員会 議事録】

日時 : 令和5年1月23日(月) 午前9時30分～
場所 : 名和公民館 第1会議室
出席委員 : 山本健一、向陽寛孝、髯山洋美、池嶋順子
欠席委員 : なし
教育長 : 鷺見寛幸
その他の出席者 : 教育次長(前田)、幼児・学校教育課長(田中)、社会教育課長(徳永)、
: 学校教育室長(浦木) 学校教育担当者(中井)
参観人 : 1人

日 程

1. 開会宣言

教育長

ただいまから第1回大山町教育委員会を開会します。日程については、配布資料のとおりです。

2. 議事日程の報告

教育長

会議時間については、午前9時30分から終了目標を午前10時30分とします。

日程第1

会議時間の決定

自 午前9時30分 至 午前10時30分

日程第2

教育長報告並びに連絡事項

12月27日～1月23日までの報告事項、今後の予定について説明(下記は主な内容)

教育長

明日からスキー教室が始まります。スキー教室もコロナの関係で迷っている学校もありましたが、全小学校で行う予定です。どうしたら行事ができるのかを考えながら進めていく時代になってくると思います。極力、教育活動を止めない方向でいきたいと先日

の校長会でも話をしました。コロナに対して新たな展開をする時期だと思います。

1月3日、成人式がありました。感想をお願いします。

委員

とても和やかな落ち着いた成人式でした。ガンバレルーヤのまひるさんからの言葉がとても胸に響いて良かったです。

委員

落ち着いた成人式でした。何名か当日の抗原検査で陽性が出て、欠席されたかたもおられたようで残念でした。

委員

穏やかでとても良い式でした。

6日、中学校始業式が行われました。

7日、大山公民館行事で鳥追いと七草の講師として参加しました。旧所子保育所を会場に七草探しをしました。

10日、小学校始業式が行われました。

12日、英語教育についてイングリッシュスクールとの意見交換会を行いました。来年からの英語教育の充実に向けてALTを4名から7名に増員し各校に1名配置することで、子ども達と朝から夕方までALTと関わる場面を作る協力を仰ぎました。3月議会で承認を得れば、できるだけ早く各校に1名配置したいと考えています。

16日、大山町英語教育の今後の方針について町長、県教育長と意見交換を行いました。森の国のより寄付を頂きました。

今後の予定として

2月2日、制服勉強会を行う予定です。

日程第3

議案第1号 大山町保育所規則の一部を改正する規則について

教育長

事務局から説明をお願いします。

幼児・学校教育課長

保育所条例の一部改正に伴う、規則の改正です。別表第1、保育所の定員に関して庄内保育所の部分を削除します。別表第2、保育所時間に関してこちらも庄内保育所を削除します。宜しくお願いします。

教育長

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

別表第2の午前8時30分から午後12時までの午後12時は正しい表記なのでしょうか。

委員

午前12時だと深夜の0時になる。西洋の影響で正午は午後12時になる。12時1分をイメージしてもらったほうがわかり易いと思います。

委員

規則ですから正式なものを確認していただければと思います。

幼児・学校教育課長

確認します。

教育長

規則については、承認ということで宜しいでしょうか。

全員

承認。

日程第4

議案第2号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第5

議案第3号 大山町教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

教育長

議案第2号と第3号が関連していますので、事務局より合わせて説明をお願いします。

幼児・学校教育課長

議案第2号です。大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、3月の大山町議会定例会に提出することについて承認を求めるものです。国で定める基準の改正が行われたことに伴う改正です。家庭的保育事業ということで町が認可する小規模保育事業等の保育施設の設備及び運営に関するものです。改正の部分は、第7条の2、安全計画の策定等が新設になります。利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な処置を講じなければならないと追加をされました。定期的に屋外で使用する場所を含めて計画を策定して点検を行うこと、改善すべき点を改善することを義務付けるものです。2項、職員に対し安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。2項、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、これまでは、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。とありましたが、この部分の規制の緩和にあたる改正です。社会福祉施設等が併設される場合に、保育に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。13条につきましては、削除の部分です。児童虐待の防止の観点から民法の改正が行われ、親権者の懲戒に係る権限の項目が削除されています。これに伴い、児童福祉法第47条第3項の規定より懲戒が削除されたことにより第13条を削除します。第14条、衛生管理等ということで、感染症又は食中毒が発生し、又

は、まん延しないように必要な措置を明確にしたものです。職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないと明確化しています。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。経過措置として、自動車を運行する場合の所在の確認に係る第7条の3第2項の規定の適用について送迎バスのブザーは令和6年3月31日までの間は当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合においてはブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとしています。

議案第3号、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。懲戒権にかかわる削除で第26条を削除しています。この条例は、公布の日から施行するとします。

教育長

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

公布の日から施行とありますが、何の公布の日からかわかりにくい。公布の日からでいいのか施行の日からなのか確認したいと思います。

幼児・学校教育課長

改正施行の通知にあわせて附則を作っています。

教育長

いろいろな条例がありますが、共通していますか。

幼児・学校教育課長

4月1日のものもありますし、公布の日からのものもあります。

委員

条例の公布の日からということでしょうか。

幼児・学校教育課長

はい。

委員

わかりました。

委員

大山町内で園児を乗せて送迎するバスはありますか。

幼児・学校教育課長

通園のためのバスは使用していません。園外活動で利用するバスはあります。ブザーが必要な場合は送迎でバスを使用するバスです。通園のためにバスは使用していませんが、事件が続いていますので利用する子どもの名簿等ダブルチェックを徹底しています。

教育長

承認ということよろしいでしょうか。

全委員

承認。

※ここから非公開

日程第6

議案第4号 指定学校の変更について

日程第7

議案第5号 区域外就学について

日程第8

議案第6号 令和4年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

・令和5年度小中学校の重点について

- ・ 2月3日の岡山市立石井小学校研修について
- ・ 部活動地域移行についてスポ少関係者と協議
- ・ 1月27日、市町村教育委員会等研修会について
- ・ 中学校の制服に関するアンケートについて
- ・ 成人式について
- ・ 名和公民館のバリアフリーについて
- ・ タブレットの予算要求について

4. 次回の開催日程

令和5年2月20日 午前9時30分～

5. 閉会宣言

午前10時50分